

平成27年  
10月から  
通知開始

# マイナンバー制度が 始まります！



マイナちゃん

市民の皆さまへ

マイナンバー（個人番号）は、平成27年10月以降、「通知カード」に記載されて届きます。今回は、「個人番号カード」を取得されるまでの手続きについて、お知らせいたします。

## 1 通知カードを受け取りましょう！

通知カードは、10月以降に簡易書留で届きます。届いたら、中身を確認しましょう。以下の4つが入っていますか？

- ① 「通知カード」
- ② 「個人番号カード」の申請書
- ③ 申請用の返信用封筒
- ④ マイナンバーについての説明書類

届いた「通知カード」は、マイナンバーが記載されています。間違えて捨てたりしないでください。

## 2 個人番号カードを申請しましょう！

通知カードが届いた日から、申請ができます。

### 申請方法①

個人番号カードの申請書に

- ① 署名又は記入押印し
- ② 顔写真を添付の上
- ③ 返信用封筒に入れ  
郵便ポストへ！



### 申請方法②

郵送以外には？

スマートフォンなどで  
顔写真を撮影  
オンライン申請も可能！



## 3 「個人番号カード」を受け取りましょう！

来年の1月以降、ご本人が各庁舎（麻生・北浦・玉造）の窓口で受け取れます。

受取り窓口には、

- ① 「通知カード」
- ② 申請後に届く「交付通知書」のハガキ
- ③ 運転免許証などの「本人確認書類」  
を窓口にお持ちください。

※交付手数料は、無料です。

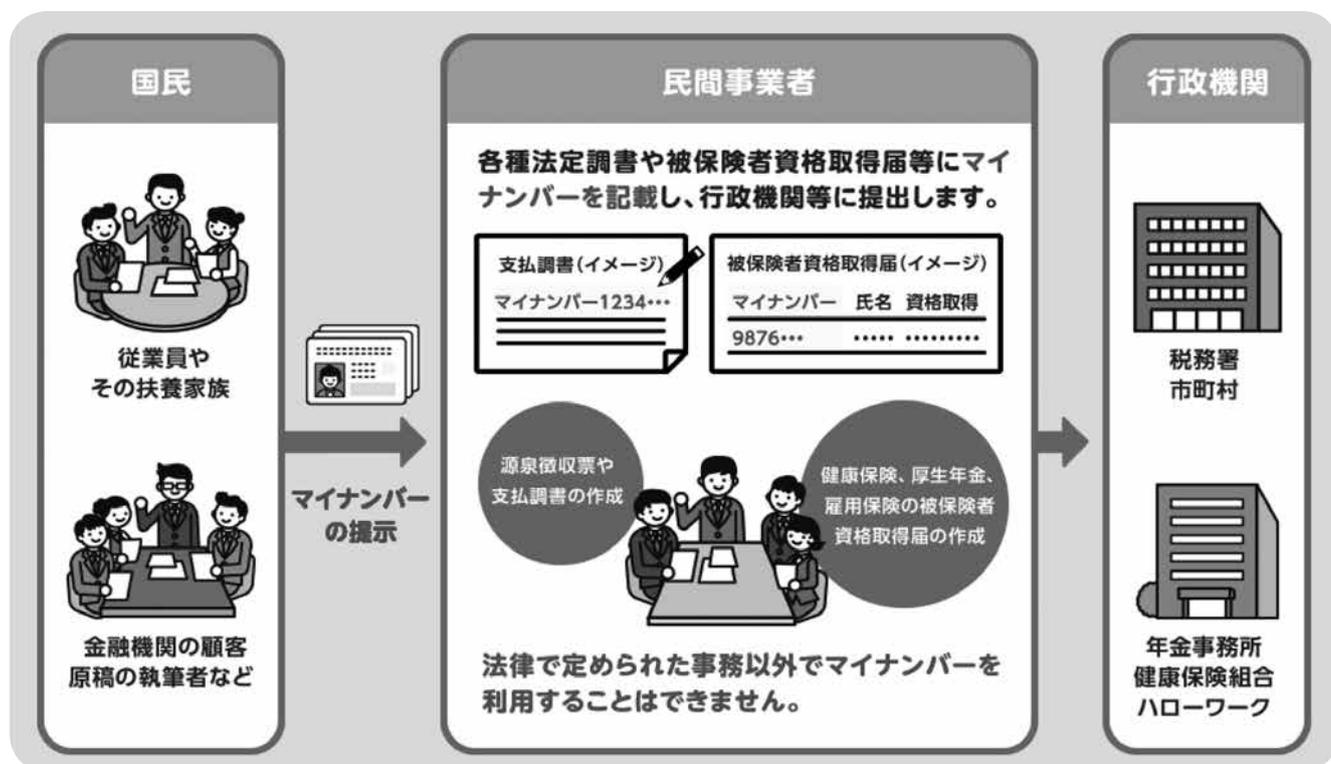


## 民間事業者の方へ

事業者の方は、行政手続などのため、従業員などのマイナンバーを取り扱います。

事業者の方は、社会保険の手続や源泉徴収票の作成などにおいて、従業員の方からマイナンバーの提出を受け、書類などに記載します。

個人情報を守るため、マイナンバーは、法律で定められた範囲以外での利用が禁止されており、またその管理に当たっては、安全管理が義務付けられます。



(政府広報オンラインより)

マイナンバーの取扱い、法律が求める保護措置及びその解釈について、具体例を用いて解説した「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）」などが、特定個人情報保護委員会ホームページに掲載されています。ご覧いただき適正な取扱いを行ってください。

特定個人情報保護委員会ホームページ <http://www.ppc.go.jp/legal/policy/>

## ご不明な点はマイナンバーのコールセンターへ

☎0570-20-0178

※ナビダイヤルは通話料がかかります。

※平日 9時30分～17時30分(土日祝日・年末年始を除く)

※一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、050-3816-9405におかけください。